

行政経営改革大綱を策定

効率的・効果的な行政運営を推進します

企画課企画調整係

0824-73-1128

審議会が答申書を提出

3月24日、庄原市行政経営改革審議会の吉川会長から「庄原市の行政経営改革に関する答申書」が滝口市長に提出されました。

率の効率的な行政運営及び自治体経営を推進するために、職員も市民も、変わる・変えるという変革の意識を醸成し、強い決意をもって行政経営改革に取り組みたい。審議会委員の長期間にわたる熱心な議論に感謝を申し上げます。決意と感謝を述べました。

*経常収支比率：税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費に充当する割合。

答申書の冒頭には、「今後の行政運営は、市民の理解と参画、行政と市民の協働が不可欠であり、職員の意識改革と能力向上のみならず、徹底した情報公開のもとで行政経営改革を断行し、経常収支比率(※)の改善など、財政の健全化をはじめとする諸課題の克服と市民満足度の向上に努力されることを期待します」との総括意見が付けられています。



吉川会長(左)が市長に答申書を提出

行政経営改革大綱と実施計画を策定

市では、審議会の答申を受け、行政改革の指針となる行政経営改革大綱、具体的な取り組み計画として行政経営改革大綱実施計画を策定しました。(対

行政経営改革大綱の主な内容は次のとおりです

- 1 行政評価システムの構築**
評価の視点を踏まえた事務事業の抜本的見直しを行うとともに、評価結果を計画立案や予算編成などに反映させるシステムを段階的に導入します。
- 2 行政組織の再編整備**
多様な行政需要に対応するため、合併効果や意思決定の迅速化などを考慮する中で、毎年度、機能的・効率的な組織再編に取り組みます。
- 3 職員定数の適正化**
合併効果として期待されている職員数の適正化(削減)を

象期間：平成17年度から21年度まで)

大綱及び実施計画は、財政の安定と市民の幸せづくりを目標とし、「顧客志向」「成果志向」「マネージメント発想」という民間の経営管理手法の視点をもち、顧客・納税者としての市民満足度の向上、職員・市民の意識改革、行政と市民の協働実践、さらには行政評価システムへの展開も視野に入れた内容で整理しています。

- 5 人材育成基本方針の策定**
人材育成基本方針を策定し、職員研修の充実などによって専門的な知識や技能の能力開発を図り、プロ意識をもった行政職員を育成します。
- 6 人事評価制度の導入**
人事評価制度を導入し、勤務実績や評価に応じた給与処遇への転換を図ることにより、職員の意欲・意識を喚起し、個々の能力や適性が最大限に発揮できる環境を整備します。
- 7 財政の健全化**
三位一体改革をはじめ、国・地方を通じた財政構造改革に対応するため、財政健全化実行計画・公債費負担適正化計画を策定し、事務事業の総点検・抜本的見直しを行う中で、安定的・持続的な財政の健全化に取り組みます。
- 8 受益者負担の適正化**
厳しい財政状況を考慮し、公平性の確保と適正な受益者負担の視点で、各種料金などの見直しを行います。
- 9 未利用財産の活用**
未利用普通財産の有効活用、公の施設の休止・廃止を含めた

見直しにより、維持管理経費の節減を図るとともに、売却・貸付等による自主財源の確保に努めます。

10 収納率の向上と入湯税の統一課税

徴収体制の強化を図るとともに、滞納者に対する行政サービスの制限や法的措置を検討し、収納率の向上に取り組みます。また、18年度から市内統一の入湯税を課税します。

11 補助金の見直し

行政負担の整合性や補助効果等の視点をもって、補助対象

事業及び補助額の抜本的な見直しを行います。

12 委託料の適正化

事務事業の総点検・内容精査により、継続の適否を判断するほか、競争原理による委託料の抑制・経費節減に努めます。

13 公共工事のコスト削減

コスト削減計画を策定し、職員意識の徹底と積極的な情報公開(入札結果を含む)等によってコスト削減に取り組むとともに、適正な入札及び契約、工事執行に努めます。

14 事務事業の民間委託と民間企業等の活用による効果的な行政運営の推進

事務事業の総点検を行い、職員の削減及び官民相互の専門性や経験を最大限に発揮する視点をもって民間委託を推進します。

15 公の施設の管理運営形態の見直し

公の施設に関し、休止・廃止・譲渡等を検討したうえで、サービス水準、行政コスト、設置目的の達成、市民負担、効率性など、官民の連携による効果を考慮しながら、指定管理者制度の活用を推進します。

16 保育所の適正配置と民営化の推進

職員の削減及び施設運営経費の均衡を図る視点で、計画的な統合に取り組みます。また、多様な保育ニーズに対応するため、民営化(指定管理者制度を含む)を推進します。

17 小中学校の適正配置

教育環境の充実を図るため、適正配置計画に沿った取り組みを推進します。

18 生活交通確保体制の整備

生活交通計画を策定し、地域内完結バス等の有料化及び料金金の統一を図るほか、効果的・効率的な運行に努め、市民の交通利便性の確保と利用者の増加に努めます。

19 投票時間の繰り上げ及び投票所の統合

投票時間の繰り上げ、一部投票所の統合等を検討・実施し、経費の節減を図ります。また、事務従事単価の見直しや市民の事務従事についても検討します。

20 事務手続補助金申請等の簡素化

手続・書類の再点検及び課題

整理を行い、事務改善に取り組みます。

21 西城市民病院の健全経営

自主健全化計画の策定、経営診断の実施による基盤の安定を図り、市立病院として地域医療の確立と地域包括ケアを推進します。

22 公社・第三セクターの運営の見直し

経営課題を明らかにする中で、改善計画の策定及び解散・統合を含めた適正かつ安定的経営を検討します。

23 情報公開と情報提供の推進

行政情報(特に行政コストを含めた事務事業に関する情報)を積極的に公開・提供し、行政と市民の情報共有に努めることと、市民理解と住民サービスの向上を促進します。

24 市民の意見聴取機会及び参画機会の拡大

パブリックコメント制度(※)・ワークショップなど、多様な市民の意見聴取機会、参画機会の設定・拡大に努めます。

25 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進

自治振興区が総合的な調整

*パブリックコメント制度：市の基本的な政策の策定にあたり、趣旨、内容等を公表するとともに、公表したものに對する市民からの意見等の提出を受け、その提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。

*会議の経過、資料等は、市ホームページに掲載しています。
■ホームページアドレス
http://www.city.shobara.hiroshima.jp